

2020.02.03

ESG リスクトピックス <2019 年度第 10 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 気候変動 ■

Climate Ambition Alliance が発足

12月11日、2050年までに温室効果ガス排出をネットゼロとすることを目指す Climate Ambition Alliance (CAA) が発足した。本アライアンスは気候変動枠組条約第25回締約国会議 (COP25) の議長国チリが主導し、73カ国、14地域、398都市、786の企業、16の機関投資家が参加している (2019年12月11日時点)。参加国は、排出ネットゼロのために2020年の国別目標 (NDC) 見直しにおいて、野心的な目標の引き上げを行う見込みである。なお、日本政府は不参加だが、東京、京都、横浜などの29の自治体とアシックス、小野薬品工業、丸井グループの3社は参加を表明している。

(参考情報：2019年12月11日付 UNFCCC HP :

<https://unfccc.int/news/climate-ambition-alliance-nations-renew-their-push-to-up-scale-action-by-2020-and-achieve-net-zero>)

■ 気候変動 ■

英スタンダードチャータード、一般炭からの収益が10%以上の企業への金融サービス提供を2030年までに停止

金融世界大手の英スタンダードチャータードは12月17日、収益の10%以上を一般炭*および石炭火力発電に依存している企業への金融サービス提供を2030年までに禁止することを発表した。2021年以降、以下のマイルストーンを定め、一般炭による収益の割合が高い企業との取引を段階的に停止していく。

- ・～2025年1月：収益の60%以上を一般炭に依存している企業との取引を行わない
- ・～2027年1月：収益の40%以上を一般炭に依存している企業との取引を行わない
- ・～2030年1月：収益の10%以上を一般炭に依存している企業との取引を行わない

同行は2018年9月に、新規の石炭火力発電所へのファイナンス禁止を発表しており、今回さらに厳しい方針を示した。

* 発電燃料用の石炭。

(参考情報：2019年12月17日付 スタンダードチャータード HP :

<https://www.sc.com/en/media/press-release/weve-released-our-climate-change-disclosures-report-and-announced-bold-measures-in-support-of-the-paris-agreement/>)

■ 気候変動 ■

EU タクソノミー、立法化へ向けた手続き開始へ

EU加盟国の各国代表は12月18日、EU理事会と欧州議会の間で合意に達したEUタクソノミー*を正式に支持することを採択した。今回合意に達したタクソノミーは気候変動の緩和と適応の2つの目的に関するもので2020年末まで成立を目指している。残る4つの環境目的のタクソノミー**については2021年末までの成立を目指している。この採択よりEUタクソノミーの正式な立法手続きに入り、欧州議会とEU理事会での可決を経て法案として成立する。

- * 欧州委員会のサステナブルファイナンスに関する技術専門家グループ(TEG)が2019年6月に発表した報告書で、環境面における持続可能な経済活動を定義したもの。タクソノミーは、運用機関や保険会社等の投資家がサステナビリティに貢献する活動に投資する際にどのような事業が該当するかを定義づけする実践的なガイダンスとなる。
- **EUタクソノミーは6つの環境目的を対象としており、気候変動の緩和、気候変動の適応以外に加え、水と海洋資源の持続可能な利用と保護、循環型経済への移行・廃棄物予防と資源の再利用、汚染の予防と管理、生態系保全となっている。

(参考情報：2019年12月18日付 欧州理事会 HP :

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2019/12/18/sustainable-finance-eu-reaches-political-agreement-on-a-unified-eu-classification-system/>)

■ 気候変動 ■

東京都、2050年カーボンニュートラルに向け2030年目標設定「ゼロエミッション東京戦略」を発表

東京都は12月27日、2050年のCO2排出実質ゼロへの貢献に向けた「ゼロエミッション東京戦略」を公表した。戦略を6分野*14政策に整理し、2050年に目指すべき姿(ゴール)とロードマップを明示。各政策のロードマップにおいて、2030年に到達すべき17の主要目標(ターゲット)をマイルストーンとして設定、また、主要目標を上回る成果の実現のため取り組むべき具体的取組「2030年目標+アクション」(47項目・82アクション)を整理した。あわせて、上記14政策中、重点的対策が必要な3つの政策について、より詳細な取組内容等を示すために、「東京都気候変動適応方針」「プラスチック削減プログラム」「ZEV**普及プログラム」を策定、公表している。

- * エネルギーセクター、都市インフラセクター(建築物編)、都市インフラセクター(運輸編)、資源・産業セクター、気候変動適応セクター、共感と協働-エンゲージメント&インクルージョン-の6分野。
- ** ゼロエミッションビークル(Zero Emission Vehicle)の略。走行時にCO2等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)、燃料電池自動車(FCV)をさす。

(参考情報：2019年12月27日付 東京都 HP :

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/zeroemission_tokyo/strategy.html

Social—社会—

■ 食品ロス ■

イオン、食品廃棄物削減イニシアティブ「10x20x30」の日本プロジェクトを始動

イオンは12月11日、2030年までに食品ロス・食品廃棄物の半減を目指すイニシアティブ「10x20x30*」の日本プロジェクトを始動すると発表した。プロジェクトには国内の食品メーカー等21社が参画する。各参画企業は世界資源研究所**（WRI）の提唱する「目標設定・算定・行動」の取り組み手法に基づき、自社の課題を踏まえて具体的な取組内容を決定。同社は各社の取り組みに必要な情報提供やパートナーの紹介等を通じ、サプライチェーン全体をつなぎ、食品廃棄物削減に貢献する

* WRIの呼びかけのもと、サプライチェーン全体で食品廃棄物の半減を目指すイニシアティブ。世界の大手小売業等10社が、各社のサプライヤー20社とともに、2030年までに主要サプライヤーの食品廃棄物の半減に取り組む。

**地球の環境と開発の問題に関する政策研究と技術的支援を行う国際的な非営利研究機関。

(参考情報：2019年12月11日付 イオン HP：

https://www.aeon.info/wp-content/uploads/news/pdf/2019/12/191211R_1.pdf

■ ダイバーシティ ■

総務省消防庁が外国人や障害者等の安全な避難誘導のための好取組事例を公表

総務省消防庁は12月13日、東京オリンピック・パラリンピックの開催を前に、駅・空港、競技場、旅館・ホテル等の施設で、外国人や障害者、心身の機能に支障のある高齢者などが、火災や地震が発生した際に円滑に屋外に避難できるようにするため、先進的な好取組事例（以下、「取組事例」）を公表した。3月に公表した「外国人や障害者が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）」に基づき、各施設の取組状況の調査結果をとりまとめたもの。同庁では、ガイドラインおよび取組事例に基づき、関係施設に対し取組の実施を指導していく意向。

(参考情報：2019年12月13日付 総務省消防庁 HP：

<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/guideline05.pdf>

Governance—ガバナンス—

■ ガバナンス ■

金融庁がスチュワードシップ・コードの改定案を公表、ESG投資を重視

金融庁は12月20日、機関投資家の行動指針となるスチュワードシップ・コード（以下、「コード」）の改定案を公表した。改定案では、運用戦略におけるESGの位置付けの明示などを機関投資家に求める。同コードへのESG投資重視の明記は初。議決権行使助言会社に対し、日本拠点の設置を含めた人員や組織体制の整備を促す内容なども盛り込んだ。パブリックコメントを経て、2020年春・株主総会シーズンに向けた改定を目指す。

(参考情報：2019年12月20日付 金融庁 HP：https://www.fsa.go.jp/news/r1/singi/20191220_2.html)

全般・その他

■ ESG 投資 ■

ロイヤル・ダッチ・シェル、サステナビリティ連動型融資で 100 億米ドル調達

石油大手の英蘭ロイヤル・ダッチ・シェルは 12 月 13 日、二酸化炭素排出量削減目標の達成度に応じて金利が変動するリボルビング・クレジット・ファシリティを 100 億米ドル調達したことを公表した。

同社は、二酸化炭素排出量を、短期目標として 2021 年までに 2016 年比 2~3%、中長期目標として 2035 年までに同 20%、2050 年までに同 50%をそれぞれ削減する目標を設定。今回の融資は、短期目標の達成の進捗に応じて、金利と手数料が下がる仕組みになっている。

(参考情報：2019 年 12 月 13 日付 ロイヤル・ダッチ・シェル HP：
<https://www.shell.com/media/news-and-media-releases/2019/shell-signs-innovative-dollar-10-billion-revolving-credit-facility.html>)

■ SDGs ■

政府、2030 年の SDGs 達成に向けた具体的取り組みを公表、優先 8 分野に注力

政府は 12 月 20 日、2030 年の SDGs 達成に向け政府の具体的取り組みをまとめたアクションプランを公表した。①ビジネスとイノベーション②SDGs を原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり③SDGs の担い手としての次世代・女性のエンパワーメント——を 3 つの柱に挙げ、優先 8 分野*での取り組み具体化・拡充の方針を示した。

*1. あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現 2. 健康・長寿の達成 3. 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション 4. 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備 5. 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会 6. 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 7. 平和と安全・安心社会の実現 8. SDGs 実施推進の体制と手段

(参考情報：2019 年 12 月 20 日付 政府 HP：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>)

■ ESG 投資 ■

ESG 投資運用機関アンケート、85%が「日本企業は ESG の情報開示が不十分」と回答

経済産業省が 12 月 24 日公表した「ESG 投資に関する運用機関向けアンケート」の結果によると、「企業の ESG に関する情報開示が不十分」との回答が 85.4%に上った。なお、97.9%が企業の ESG 情報を投資判断に活用と答えた。また、日本企業の賛同数が増加している（気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) *について、80%以上が「賛同企業でも TCFD 開示が不十分」と回答した。

*企業に、気候変動への対応に関する情報開示を促進させることを目的とした組織（Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略）

(参考情報：2019 年 12 月 24 日付 経済産業省 HP：
<https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191224001/20191224001.html>)

今月の『注目』トピックス

<個人情報>

○個人情報保護法改正の大綱案を公表、個人の権利と事業者の責務の強化が柱

(参考情報：2019年12月13日付同委 HP：<https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20191213/>)

政府の個人情報保護委員会は13日、個人情報保護法改正の大綱案を公表した。自己の個人情報保護に関する個人の権利強化や、情報漏えい発生時の報告義務化など事業者の責務の強化が柱。本大綱について国民から意見募集を行い、今年の通常国会への個人情報保護法改正案の提出を目指す。

個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」の概要

本大綱における主な個別検討項目	主な改正の方向性	説明
個人データに関する個人の権利の在り方	個人の権利を強化	個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和する。
	開示請求の充実	開示請求は、電磁的記録の提供を含め、本人が開示方法を指示できるようにする（ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合などを除く）。
	開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大	現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データも対象とする。
	オプトアウト規制（名簿屋対策など）の強化	届出の内容と実際の業況が異なる事業者や未届事業者の把握に努め、法に基づく必要な措置を強化する。事業者の名称や住所といった基本的事項を届出事項として追加する。本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定していく。
事業者の守るべき責務の在り方	漏えい等報告及び本人通知の義務化	一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等は、個人情報保護委員会又は権限委任官庁への報告に加え、本人への通知も義務化。
事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方	認定個人情報保護団体制度の多様化	現行制度上の個人情報の取扱い全般に関する苦情受付、指導等のほか、特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充。大企業等は、対象の事業活動を限定して認定個人情報保護団体へ加入できるようにする。
	保有個人データに関する公表事項の充実	個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を事業者が公表すべき事項として追加する。
データ利活用に関する施策の在り方	「仮名化情報（仮称）」の創設	他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入。一定の行為規制や個人の各種請求への対応義務を緩和することで、事業者内部における利活用を促進。

	端末識別子等の適正な取扱い	提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する(ターゲティング広告等で利用されるユーザーデータ*等)。
ペナルティのあり方	法人に対するペナルティ強化	現行法の個人情報取扱事業者に科される罰則は、最大でも1年以下の懲役又は50万円以下の罰金と、十分な抑止効果が期待できないことから罰則の強化を図る。
法の域外適用のあり方及び国際的制度調和への取組と越境移転のあり方	外国にある第三者への個人データの提供制限の強化	個人情報取扱事業者が外国に個人データを移転する場合、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める。一方、移転先事業者での継続的な適正取扱いの体制整備を条件に、本人の同意なし個人データを移転する場合は、本人の求めに応じ、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うこととする。
課徴金制度	継続的に検討(導入見送り)	我が国の法体系、執行の実績と効果、国内外事業者の実態、国際的な動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っていく。

<出典：個人情報保護委員会「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」を基にインターリスク総研にて作成>

- * インターネット上で、ユーザーの訪問先サイトに係る登録情報、行動履歴情報、デバイス情報等の情報。個人情報及び個人情報以外のユーザーに関する情報が含まれる。

Q&A



Question

最近、Society5.0 というワードをよく耳にします。産業・社会構造に大きな変化が生じるといわれていますが、これにより企業を取り巻くリスクも多様化し、リスクマネジメント活動のあり方も変わっていくのでしょうか？

Answer

1. Society5.0 とは

Society5.0 とは、「サイバー（仮想）空間」と「フィジカル（現実）空間」を高度に融合させたシステムにより、経済発展や社会的課題の解決を両立可能にする社会のことです。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会という意味が込められており、日本政府が策定した「第5期科学技術基本計画」（2016年1月閣議決定）で初めて提唱されました。「未来投資戦略」においても重要施策の一つとされています。

現在の情報社会（Society 4.0）と Society5.0 の大きな違いは、情報の利活用を担う主体と、主体の変更によってもたらされ得る影響の速度・範囲にあるといわれています。（下表参照）

	Society4.0	Society5.0
情報収集	人間が主体となり、フィジカル空間からコンピューターを介して入力する。	フィジカル空間にあるセンサーから、IoTを介してリアルタイムに収集する。
情報集積	サイバー空間上のクラウドサービスに集積される。	サイバー空間上にリアルタイムに、ビッグデータとして集積される。
分析 フィード バック	人間が主体となり、インターネットを介してクラウドサービスから必要な情報を入手し、分析・フィードバックする。	AI が主体となり、サイバー空間上でビッグデータを分析し、フィジカル空間および人間へフィードバックする。
利活用の 速度・範囲	取得した情報への価値の付与、および提供範囲において、人間の能力の限界に伴う制約が生じる。	高速度・広範に、社会全体へ付加価値のある情報を提供する。

（内閣府ホームページ等を基に、MS&AD インターリスク総研作成）

情報を取り扱う主体が人間から AI へ移行し、情報分析を通じて新たな価値の付与や、社会全体へのイノベーションの波及が可能になることで、従来の産業・社会構造に大きな変化が生じることが想定されています。内閣府のホームページでは、「交通」「医療・介護」「ものづくり」「農業」「食品」「防災」「エネルギー」の各分野における新たな価値の事例も紹介されています（https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html）。

2. 企業のリスクマネジメントへの影響

経済発展と社会的課題解決の両立を志向する Society5.0 においては、企業に対するステークホルダーからの期待も大きく変化していくことが想定されます。自社の経営資源を守ることで、売上や利益を上げることだけでなく、社会に新たな価値を創造することが期待されているのです。換言するならば、価値創造を実現できず、ステークホルダーからの信頼を損なうことが、これからの企業にとって重大なリスクになりうるといっても過言ではありません。企業は自らを取り巻く外部環境の中長期的な変化の中で、「自社の存在意義とは何か」「企業として創造・保護すべき価値

とは何か」を明確にし、能動的に打ち出す必要があるものと考えられます。

これまでの日本企業のリスクマネジメントは「守り一辺倒」であったといえます。しかし「守り」だけでは、様々な不確実性に対して十分に対応できない可能性があります。例えば、イノベーションの実現に向けて、異業種への新規進出や異業種間の提携が今後さらに加速すると想定されます。これに対し、従来の産業構造を前提にした各種の規制や業法が、ダイナミックかつスピーディーな社会構造の変化に応じて適時に改正されるとは限らず、足枷となるかもしれません。そのときに「法令違反リスク」から会社を守ることを考え、「既存の規制・業法を守っていればそれでよい」という発想に固執してしまうと、イノベーションを実現できないこととなってしまいます。

企業には、「守り一辺倒のリスクマネジメント」から脱却していくことが求められつつあるのです。

3. 「これからのリスクマネジメント」に必要なこと

以上を踏まえ、これからのリスクマネジメントを考える上で必要なポイントを下記します。

(1) 「守り一辺倒」から「攻めと守り」の価値観共有

まず、経営レベルで「攻めと守りのリスクマネジメント」の必要性を認識し、メッセージとして発信することが必要です。事務局部門に丸投げするのではなく、トップダウンで推進することにより、取組みが能動的・具体的な方向へ進み始めます。

そもそも、「攻めと守りのリスクマネジメント」とは、どういうことなのでしょうか。この点について、2019年12月に経済産業省が公表した「GOVERNANCE INNOVATION: Society5.0の時代における法とアーキテクチャのリ・デザイン」報告書(案)(以下、GI報告書案)が一つの示唆となります。報告書では、Society5.0において、社会を構成する各ステークホルダー(政府、企業、コミュニティ・個人)が協働してリスクを適切にコントロールする仕組みが必要と述べた上で、企業はそうした仕組み作りに主体的に参加すべきであると提言しています。例えば、新技術の開発によって価値創造を実現したい場合、既存の規制等では把握しきれていないリスクや社会に対して及ぼし得る影響を開示の上で、ガイドラインや業界標準の策定に積極的に関与することが推奨されています。こうした取り組みによって、「攻め」を実現すると同時に、新たな規制等の遵守可能性を損なわないという点で、「守り」を実現することにもなります。

(2) ステークホルダーの期待・責任範囲の整理

2で述べたように、ステークホルダーからの期待の変化が、リスクマネジメントのあり方にも変化を促すことにもなります。また、ステークホルダーに対して果たすべき責任範囲も変わるかもしれません。例えば前述の法規制対応においては、政府がより重要なステークホルダーになるかもしれませんし、事業構造の変化によって自社に次々と新たなビジネスパートナーが現れることで、従来のビジネスパートナーの重要性も変わるかもしれません。

自社の事業活動に関わるステークホルダーが誰で、その期待にどのように応え、責任を果たしていくべきかについて、相関図などを作成して可視化しながら、具体的に整理・検討していくことを推奨します。

(3) コンプライ・アンド・エクスプレイン

GI報告書案には、「Comply and Explain」という考え方が提示されています。コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードなどに代表される「Comply or Explain」が「実施するか、実施しない場合はその理由を投資家等に説明せよ」という考え方であるのに対し、同報告書案では、遵守の有無だけでなく、企業活動に伴うリスクの把握・評価・コントロール、および社会的価値の実現を「どのように行うか」までステークホルダーに説明し、対話のうえ

信頼獲得することが重要だとしています。

従って、リスクマネジメントについても、組織体制や一般的なリスク情報を開示するだけでは明らかに不十分で、自社としてどのような思想でリスクマネジメントに取り組んでいるのか、具体的なリスクの把握結果や対策の有効性も含めて、ステークホルダーに説明し、その理解を得ることが求められることになるでしょう。

Society5.0 が社会や自社にもたらす変化や影響を見極め、より価値創造に寄与するリスクマネジメントのあり方について、考えて頂くことは非常に有意義です。本稿がそのきっかけとなれば幸いです。

リスクマネジメント第三部 統合リスクマネジメントグループ
コンサルタント 末永 潤

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019